

社会福祉法人草の実会 役員および評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人草の実会（以下「法人」という）の役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決第三者委員の報酬および実費弁償等について必要な事項を定める。

(報酬の支給条件と額)

第2条 法人の役員および評議員等であることを以て報酬は支払わない。

- 2、法人業務に専従する理事には月額報酬を支払う。但し法人業務に専従する理事とは、法人と雇用関係にはないが法人の運営業務に携わる理事のことである。
- 3、前項2にいう法人業務とは法人運営に関する管理業務（年次事業計画の策定、予算案の作成、予算の執行管理、年次活動報告の作成、決算にかかる管理業務等）、法人の対外的業務（自立支援協議会役員、社会福祉協議会の評議員等の受任業務等）、人事管理の監督業務などをいう。
- 4、月額報酬の額は評議員会で決定する。

(費用弁償とその額)

第3条 理事会に出席する役員、監事および評議員会に出席する評議員その他各委員会に出席する委員に対し出席のための交通費を旅費規程に基づき、実費を支給する。

- 2、法人の定例会、臨時会および各種会議等に出席する役員、評議員等には1回につき三千円の日当を支給する。
- 3、監事はその監事の担当する分野についての監事監査報告書を作成することに対し作成費用を支払う。支払う額は一回につき一万円とする。支払い方法は指定の銀行口座に振り込むものとする。

(報酬等の支給)

第4条 報酬の支払い方法および支給日は法人職員の支払い方法および支給日に準ずる。

- 2、実費弁償及び日当についてはそのつどの支払いとする。

附則

この規程は2012年4月1日から施行する。

この規程は2017年4月1日から施行する。

2 ただし評議員選任・解任委員会委員についてはさかのぼって実施する。

この規程は2017年6月19日から施行する。但し評議員選任・解任委員及び評議員についてはさかのぼって実施する。

この規程は2017年10月29日から施行する。